

人をつなぐ 未来へつなぐ 市川の教育

連携づくり 学校で連携 地域づくり



学校運営協議会とは



学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる

「**地域とともにある学校**」

への転換を図るための有効な**仕組み**

学校運営に地域の声を積極的に生かす
地域と一体となって特色ある学校づくり

市川市の 学校運営協議会

市内の全ての学校・園で設置が完了



市川市 コミュニティ・スクール
で検索をすると右記ページが表示

『学校運営協議会』を選択

コミュニティ・スクール

ページID : 0002811 更新日 : 2025年10月27日

▶ ページ内目次

市川市は、全61校・園（市内のすべての市立幼稚園・小学校・中学校・義務教育学校・特別支援学校）にコミュニティ・スクールを導入しています。

市川市は、学校運営協議会制度と地域学校協働本部の2つを「市川版コミュニティ・スクール」と呼んでいます。

- [学校運営協議会についてはこちら](#)
- [地域学校協働本部についてはこちら](#)

学校運営協議会 の運営と機能

【開催】

- 年間回数 3～5回
- 会議時間 1～2時間



【学校運営協議会の主な5つの機能】

- 校長が作成する学校運営の基本方針を承認(必須)
- 業務量管理・健康確保措置の基本的な方針を承認(必須)
- 学校運営について意見を述べることができる(任意)
- 教職員の任用に関して意見を述べることができる(任意)
- 学校関係者評価をおこなう(必須)

学校運営協議会 ～委員の立場～



市川市の非常勤特別職の公務員

- 【報酬】** **年間 5,000円**
※市職の正規職員・児童生徒は辞退
- 【任期】** **2年**
※学校・園ごとに2年間の任期のサイクル
- 【兼任】** **原則なし**
※4号委員のみ2校まで

学校運営協議会

～提出書類について～

◎委員承諾書について

市川市立 _____ 学校運営協議会に係る委員承諾書

令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日

市川市教育委員会
教育長 高木 秀人 殿

さきに依頼のありました、市川市立 _____ 学校運営協議会委員について承諾します。

【学校運営協議会委員確認事項】(市川市学校運営協議会の設置等に関する規則より抜粋)
・内容をご確認の上、口にし点を入れてください。

(委員) 委員の身分は、市川市の非常勤特別職となります。
 (守秘義務) 委員は職務上知ることのできた秘密を漏らしてはいけません。その職を退いた後も同様です。
 (情報提供) 委員の氏名や会議の写真をお便り等に掲載し、広く周知することがあります。

住所	フリガナ
	氏名
勤務先	生年月日
	昭・平 年 月 日
電話番号	メールアドレス

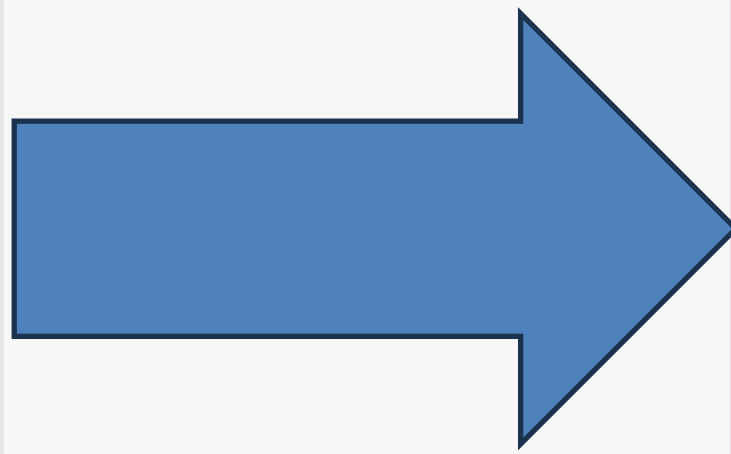
委員報酬支払対象の確認(該当する箇所にし点を入れてください)

①対象学校もしくは県立、市立学校の校長・教頭・教諭・再任用職員(フルタイム勤務)
 ②市の常勤職員・再任用職員(フルタイム勤務)・会計年度職員(フルタイム勤務)
 ③何らかの理由により報酬を辞退される方
 ④県立、市立学校の再任用職員(ハーフタイム勤務)
 ⑤市の再任用職員(ハーフ勤務)、会計年度職員(パートタイム勤務)
 ⑥上記に該当しない方

(1) 上記の①～③に該当する方は、報酬支払対象外となります。
※ 個人番号確認書類の添付(裏面の添付・記入)は必要ございません

(2) 上記の④～⑥に該当するため、報酬支払対象者となります。
※ 1 委員報酬振込先口座記入用紙(裏面)記入 ※ 2 個人番号確認等書類を裏面に添付

*ご提出いただきました承諾書等に記載されました個人情報や個人番号確認書類は、市川市個人情報保護条例に従って適切に管理するとともに、本協議会の運営のためだけに利用いたします。



- 委員報酬支払対象の確認(該当する箇所にし点を入れてください)
- ①対象学校もしくは県立、市立学校の校長・教頭・教諭・再任用職員(フルタイム勤務)
 - ②市の常勤職員・再任用職員(フルタイム勤務)・会計年度職員(フルタイム勤務)
 - ③何らかの理由により報酬を辞退される方
 - ④県立、市立学校の再任用職員(ハーフタイム勤務)
 - ⑤市の再任用職員(ハーフ勤務)、会計年度職員(パートタイム勤務)
 - ⑥上記に該当しない方



学校運営協議会

委員の 役割



◆ 学校の良きパートナー ◆

- ① 「学校経営の基本方針」を理解し
「目指す子どもの姿」を学校と共有する。

共有

- ② 議題に対して、立場や所属団体の視点から
何かできることがないかアイデアをだす。

熟議⇒協働

- ③ 年間の活動を振り返り、課題に対する
手立てが適切であったか評価する。

市川の
子どもたちに
力をかしてください



『連携づくり 学校で連携 地域づくり』

1 学校運営協議会とは

- ・保護者や地域人材が学校と力を合わせて、学校運営や地域活動に取り組む。
 - ・学校運営に地域、保護者等の声を活かし、地域と一体で特色ある学校づくりを行う
- ⇒学校運営協議会

市川市ウェブページ【URL：<https://www.city.ichikawa.lg.jp>】

→教育委員会→家庭・学校・地域みんなでつくる教育→コミュニティ・スクール推進事業→
→学校運営協議会についてはこちら に規則やガイドラインがあります。

2 学校運営協議会の運営と機能（5つの機能）

- ①校長が作成する学校運営の基本方針を承認（必須）【4月の第1回目】
- ②業務量管理・健康確保措置の基本的な方針の承認（必須）【4月の第1回目】
- ③学校運営について意見を述べることができる（任意）
- ④教職員の任用に関して意見を述べるができる（任意）
- ⑤学校関係者評価を行う（必須）【年度最終の学校運営協議会】

3 学校運営協議会委員の立場と提出書類

立場：市川市の非常勤特別職の公務員

報酬：年間5,000円（年度末（3月）頃に口座に振込を行います）

※報酬辞退をされる場合は、報酬辞退届の記入、提出をお願いします。

任期：学校・園ごとに2年間

本年度末に任期 【継続校】	新規の方 承諾書（表・裏）、本人確認書類	継続の方 承諾書なし※変更がある場合有
次年度末に任期 【新しい任期校】	新規の方 承諾書（表・裏）、本人確認書類	継続の方 継続用承諾書を記入、提出

4 学校運営協議会委員の役割

熟議⇒深く考え、結論を急がず、相手の意見を尊重し、交わしながら合意形成（結論）を導く議論。

大切なことは、互いの立場を理解しながら話し合うこと。

協働⇒立場や役割の異なる人たちが、共通の目的に向かって力を合わせる。協力（頼まれて手伝う）とはニュアンスが違い、対等な立場で一緒に考え、一緒に動くというイメージ。

評価⇒年度末に、学校運営協議委員として気づいたことなどを学校・園に伝える。